

(別紙5)

## 運営規定（重要事項説明書）

(社会福祉法人 春日福祉会 春日中央保育園)

施設名称	春日中央保育園
施設の目的	児童福祉法に基づく乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	一、 保育は、安全かつ健康でなければならない 二、 保育は、無差別平等でなければならない 三、 保育は、自立援助でなければならない
提供する教育・保育の内容	通常保育 延長保育（通常保育後2時間）
職員の職種、員数、職務内容	施設長1名 施設の統括業務 主任保育士1名 施設長の補佐、保育士の統括、保育業務管理 保育士・児童福祉施設最低基準に基づく最低基準数以上 保育士業務全般に従事（保育計画、保育記録、家庭連絡、 通常保育業務、他） 調理員3名以上 給食業務全般に従事 嘱託医・内科小児科医1名 歯科医1名 入所児の健康管理及び健康 管理に関するアドバイス
教育・保育の提供を行う日、時間	開所日・以下に掲げる休日以外 休 日・日曜祝日及び年末年始  開所時間・7時00分～18時00分まで(以降延長保育20時00 分まで) 短時間保育認定の子どもの保育時間・9時00分～17時00分迄

保護者から受領する利用者負担の種類、理由、金額	保育料・市が金額を設定し、保護者が市に納付(年少児以上は現在無償化) 上乗せ徴収・無し 実費徴収・日本スポーツ振興センター保険料 240/年 玄米食提供に関する玄米主食代(半年ごとに 1200円* 一食当たり約50円計算) 副食提供に関する副食費 4500/月(年少児以上) 年長児バス遠足代 一部負担(トータル不足分は園負担) 他・体操服上下、鍵盤ハーモニカの卓湊唄口等は希望者のみの完全自由購入
利用定員	0歳児 15名 1、2歳児 70名 3、4、5歳児 105名 計 190名
利用の開始、終了に関する事項、利用に当たっての留意事項	開始・春日市が保育の実施について決定した時 終了・子どもが就学した時 子どもの保護者が、法に定める2号または3号の認定の支給要件に該当しなくなった時 その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時
緊急時等における対応方法	春日中央保育園各種マニュアルに基づき対応 *危機管理、救急対応、アレルギー除去食対応、感染症対応、保健衛生、給食衛生管理、等々
非常災害対策	原則として園舎内にて待機、保護者の迎えを待つ 理由・RC3階建ての当園舎は近隣公民館より耐震性が高いえ高さも高く、又、近隣小学校迄は距離があり、且つ、園の貯水槽には市水約12t井水約6tの予備があり災害時優先電話回線の為
虐待の防止のための措置に関する事項	支援センター、児相、場合によっては小学校との連携、嘱託小児科医との連携の他、施設長が要保護児童対策地域協議会に参加
その他施設の運営に関する重要事項	苦情解決規定・個人情報保護規定整備済み。